

1. 大学における情報リテラシー教育の取り組み

はじめに

情報機器の操作等ワーキンググループ委員長

家政科 榊原 典子

平成10年7月の教育職員免許法施行規則改正に伴い文部省令により、従来の日本国憲法及び体育に加え、外国語コミュニケーションとあわせて、情報機器の操作に関する科目の2単位が教員免許を取得するために義務づけられるようになった。このような改正の背景には、急速な情報化社会の到来により情報教育の必要性が国民的課題となっており、特にこれからの時代を切り開いていく子ども達の教育にたずさわる教員にとって必須の要件と判断されたためである。

本学ではこの改正を受け、また時期を同じくした学部改組に伴うカリキュラムの見直しと合わせて、共通教育科目としての情報リテラシー教育に着手することとなった。この情報教育についての検討会議は平成10年度末に初回がもたれ、同年夏に予定されていた本学改革案立案に向け、教務委員会専門委員会（情報機器の操作等ワーキング）を組織し、具体的な検討を重ねた。

本学の情報教育は、専門教育を担う専攻が設置された総合科学課程の発足以来十数年の実績はあるものの、全学的な導入に踏み切るのは今回が初めてであり、特に機器の操作を全学対象に保障するためには、情報処理センターの協力なしには行えないことから、同センターと連携を図りながら、今回の改革を行った。幸い、本学の情報処理センターは、大小3端末室に、計80台の端末機を備え、専任職員配置がないにも関わらずこれらの機器が常時支障なく稼働運営され、さらに、全学学生に対し入学時からメールアドレスを割り振り、インターネットなどの利用も制限することなく開放されるなど、全学対象の情報リテラシー教育を支える基盤整備がなされていたことは見逃せない。

以下、この全学的な情報教育の導入に向け整備された科目の概要を示すとともに、情報処理センターの利用や運営、今後の整備の観点から、この度のリテラシー教育科目の設置を振り返る。

平成12年度入学生の教員養成課程の学生に対しては、教免法の規定から「情報機器の操作」関連科目を整備して必修として履修させ、総合科学課程の学生に対しても、昨今の社会的要請から見て、必修に準じた科目整備を行うことが必要と判断し、全学学生を対象とした情報リテラシー教育に十分な科目の開講を、既存の開設科目も含めて整備を行った。

A. 科目編成

(1) 教員養成課程

1. 共通教育科目「総合」に必修科目として設置する。
2. クラス分けも含め、以下のように整備する。

発達教育系（30名）：「パソコン BASIC 入門（A）」（既設科目・クラス）
言語・社会教育系（38名）：「パソコン BASIC 入門（B）」（既設科目・クラス）
数理・自然教育系（40名）：「情報機器の操作（A）」（新設科目・クラス）
生活・技術教育系＋保体教育専攻（35名）

:「情報機器の操作 (B)」(既設科目の名称変更)

美術+音楽 教育専攻 (17名):「情報機器の操作 (C)」(新設科目・クラス)

* これらの科目は「情報機器の操作」該当科目し、重複履修できない。

* これらの科目は、総合科学課程の学生について受講者数の制限内で選択可とする。ただし総合科学課程の「情報・言語・コミュニケーション I」との重複履修はできない。

(2) 総合科学課程

1. 課程共通科目の選択必修科目の一つとして設置する。

情報機器の操作に対する能力をつけるために、これらの科目の受講を奨励する。

2. 既設の科目を充実して、以下のように整備する。

「情報・言語・コミュニケーション I (A)」(既設科目・クラス)

「情報・言語・コミュニケーション I (B)」(既設科目・クラス)

「情報・言語・コミュニケーション I (C)」(既設科目・クラスの増設)

* この科目の受講は総合科学課程の学生に限る。

3. 教員免許取得希望者には「情報機器の操作」科目としてあてる。

ただし、共通教育科目・総合に設置の「パソコン BASIC 入門」「情報機器の操作」をもって充ててもよいが、重複履修はできない。

以上のような、科目編成で本学の情報リテラシー教育は始まったが、今後の課題として、教員養成課程の方ではクラス固定のあり方が、今後、入学時の機器操作能力や志向が多様化しているであろう 1 回生に、有効に機能しないことが懸念される。また、現在は上回生もこのクラスに加わっての開講になっているために、実際のこれら科目の受講者数は相当数あるが、1 回生の学年進行に伴い、各クラスの受講者数は小さくなることが予想される。情報処理センター利用授業の時間割編成や端末室・端末機の制約から、効率のよいクラス編成の見直しが迫られるだろう。

B. 授業内容について

これら科目設置の趣旨から、基本的な機器操作については共通に組み込むことにしている。すなわち、文書作成、表計算、インターネット（文献検索を含む）等ができる基礎的な操作能力をつける内容は共通とする。その上で、各クラスの特徴を出して内容を構成していくこととした。初年度は、十分な検討がなされず実現していないが、情報モラルも含めた情報活用の常識及び情報化がもたらす負の問題等についても関連図書や視聴覚教材を整備し、授業の中で活用していく方向を探る必要があるだろう。授業担当で共通認識をもち、基本的な操作法を解説した冊子を作成するなどして、受講者に対し一定水準の内容を保証していかなければならない。

一方、高等学校では平成 15 年度より新教科「情報」が必修となり、基本的なリテラシー教育は、中学校での学習も含め中等教育で行われることになる。したがって大学におけるリテラシー教育は今後早い時期に転換を余儀なくされると思われる。大学教育における基礎教養としての情報教育のあり方を検討し、新たな授業内容を開発していかなければならない。情報処理センターの更新時には、その当たりの変化も見据えた選定が要求される。

各開講科目での具体的な授業内容は、次項以降に詳しく述べられる。

C. 時間割について

全学的なリテラシー教育科目を整備する上で、一番頭が痛い問題は時間割編成であった。

各科目・クラスの開講時期・時間割を以下示す。

「情報機器の操作（A）」	前期・木曜日 3 限
「情報機器の操作（B）」	後期・集中（10～12 月、隔週水曜日午後、全 5 回）
「情報機器の操作（C）」	前期・月曜日 4 限
「パソコン BASIC 入門（A）」	前期・集中（8 月）
「パソコン BASIC 入門（B）」	後期・集中（2 月）
「情報・言語・コミュニケーション I（A）」	前期・集中（9 月）
「情報・言語・コミュニケーション I（B）」	前期・月曜日 2 限
「情報・言語・コミュニケーション I（C）」	後期・月曜日 4 限

必修に準じた科目であることから、学生の受講を保障するために、平常の時間割に組み込むことが原則であることに異論はない。ただ、これら科目は受講者が機器操作をするため相当数の端末が必要であり、共同施設である情報処理センターを利用せざるを得ない。本学の情報処理センターは、端末室が 3 室しかなく、そのうち全学共通的な受講者を受け入れることができる端末室は、端末室 1・2 の計 60 台である。したがって、これらの科目・クラスを同一時限に開講することは難しく、情報機器の操作科目のための時間割優先枠だけに収めることはできなかった。一方、情報処理センターでは情報関連の専門科目のみならず、共通科目や他の専門科目での授業利用も多くなっており、受講者の各系・専攻等の枠に制限を加えることも難しい状況であった。

以上のような利用施設の制約から、集中による開講を組み込まざるを得なかった。確かに集中講義のメリットとして、機器操作のような実技的な内容は集中して行うことにより習得効果があること、上回生の受講も専攻・コースの偏りなく保障することができることなどが挙げられるが、必修科目に準じた科目で集中講義が多いことは大きな問題といえ、今後、受講者の意見を参考に検討を要する。また、入学後できるだけ早い時期に本学の機器操作の方法を習得してもらうためには、1 回生の前期に受講できるようにすることも考慮しなければならないことである。

D. その他

以上、平成 12 年度より整備される情報機器の操作関連科目について概要を述べてきたが、この他にも、得意分野づくりとしての情報教育パッケージの推奨科目の設定、高校普通教科「情報」の免許取得科目の整備、助教体制づくりなど、全学的な情報教育関係授業の整備について最後に簡単に触れておく。

得意分野づくり「情報教育パッケージ」については、以下の 6 科目を該当科目として整備した。

「教育工学」	総合科目（1～3 回生・前期）火曜日 4 限
	コンソーシアム提供科目（後期）土曜日午後 2 コマ×7 週
「教育実践応用演習」	教職科目（3 回生）（ただし、平成 14 年度より開講予定）
「美術教育とコンピュータ利用 I」	美術科専門科目（2 回生・後期）
「計算機概論」	産技科専門科目（1 回生・後期）金曜日 1 限
「生活情報処理」	家政科専門科目（1 回生・後期）月曜日 5 限
「教育情報処理」	総合科学課程専門科目（3 回生・後期）木曜日 4 限

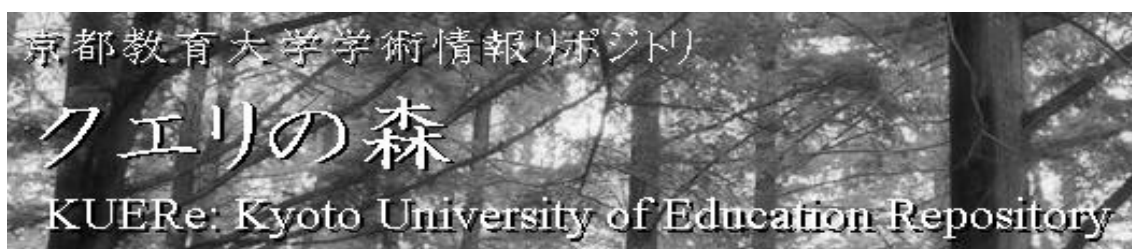
これらの授業についても、得意分野づくりとしての授業内容の系統性や広く受講者に開放される時間割編成など、上記で述べた課題が同様に当てはまる。

平成 15 年から高等学校で始まる「情報科」のための教員養成については、現在、課程認定の

ための検討が進行中である。これについても設置科目数の増加、授業内容の検討、時間割編成など多く課題が予想され、問題の噴出をはらんでいる。

助教体制づくりとしては、情報教育法を総合科目に新設することで恒常的な人材確保に向け滑り出した。単に機器操作の授業でトラブルを起こす受講者に個別に対応するための人材確保という役割ではなく、むしろ急速に学校教育に求められている情報機器操作に通じ、生徒指導においても実践力を有した教員の養成につながると考えられ、今後、「情報」免許取得科目の一貫に発展させていく必要がある。

以上、昨今求められている大学における情報教育の充実に向け、本学が構想して取り組んできた共通教育としての情報教育の概要を述べてきた。共通教育科目の開設に向け予想される課題を中心に述べてきたが、これら科目の授業は始まったばかりで、今後、授業運営について明らかにされる課題も少なくないと予想される。既に、情報処理センターの各端末はフル回転しており、学生があふれている。課題のどれをとっても、共同利用施設としての情報処理センターの機能と運営の安定がその成否の鍵を握っているといっても過言ではない。センターのますますの充実と発展に期待したい。



この文献は、国立情報学研究所において電子化されたものを、本学でテキスト加工したものです。

